

第 1 8 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 2 9 年 8 月 1 7 日 (木) 午後 3 時 5 9 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 2 9 年 8 月 1 7 日 (木) 午後 4 時 3 1 分

4. 出席委員 (1 3 人) の番号及び氏名

1 番 澁谷 秀明	2 番 太田 豪	3 番 成田 悦夫	4 番 高橋 洋美
5 番 三浦 久利	6 番 佐藤 正悟	7 番 棟方 廣光	8 番 川村 博行
9 番 澁谷 和仁	10 番 貴田 徳正	11 番 瀬戸 弘之	12 番 石村 孝憲
13 番 瓜田 良一	14 番 相馬 一二	15 番 下山 勝源	16 番 成田 春光

5. 欠席委員 (3 人)

- 7 番 棟方廣光
 1 0 番 貴田徳正
 1 4 番 相馬一二

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 8 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 8 9 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 9 0 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 4 9 号 農地中間管理事業による貸借の開始について
 報告第 5 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後 3 時 5 9 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 8 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5 番三浦久利委員と、6 番佐藤正悟委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第 8 8 号から議案第 9 0 号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第88号に関する農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。

6番、佐藤正悟委員。

佐藤委員 はい、6番佐藤です。それでは、報告をいたします。
去る8月8日、三浦久利委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第88号について事務局より説明願います。

事務局 議案第88号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は3件です。No.1からNo.3について説明いたします。
平成29年7月18日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が1件、一括贈与が1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
暫時休憩いたします。(午後4時4分)

議長 再開します。(午後4時6分)
次に、議案第89号について事務局より説明願います。

事務局 議案第89号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則25条に基づき、本議案No.1の当事者である私、成田が本案件修了まで、退席します。
代わりの議長として、議事の進行は、下山会長職務代理にお願いします。

【成田会長退席】

下山会長職務代理 暫時の間、議長を務めさせていただきます。
ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

下山会長
職務代理

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。
議案第 89 号の No. 1 について原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

下山会長
職務代理

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が修了したので、成田会長を復帰させ、議長を交代します。
ご協力ありがとうございました。

【成田会長着席】

議 長

それでは議案 89 号の No. 2 から No. 3 まで、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 90 号について事務局より説明願います。

事 務 局

議案第 90 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 1 件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第 88 号から議案第 90 号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第 49 号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第 49 号農地中間管理事業による貸借の開始について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画が県知事より認可され、農地中間管理事業による貸借が開始となったので報告する。
報告件数は 3 件です。貸借については記載のとおりです。以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第 50 号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第 50 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第 21 条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No. 1 については、相続

により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後4時11分)

議長 再開します。(午後4時30分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第18回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうぞご苦労様でした。(午後4時31分)